横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号 株式会社横浜銀行 代表取締役頭取 片岡 達也

貸借対照表(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	4, 269, 087	預金	18, 562, 149
現金	241, 279		649, 044
預け金	4, 027, 807	普 通 預 金	14, 006, 110
コールローン	285, 939	貯 蓄 預 金	199, 814
買入金銭債権	25, 321	通 知 預 金	54, 790
特定取引資産	1, 517	定期預金	
			3, 200, 057
	1, 452		452, 332
	65		120, 090
金銭の信託	8, 399		106, 519
有 価 証 券	2, 530, 427	売 現 先 勘 定	73, 351
国 債	285, 344	债券貸借取引受入担保金	81, 378
地 方 債	889, 936	特定取引負債	6
社	310, 250	商品有価証券派生商品	4
株式	217, 710	特 定 金 融 派 生 商 品	1
その他の証券	827, 185	借 用 金	2, 021, 872
貸 出 金	14, 783, 397	借 入 金	2, 021, 872
割 引 手 形	10, 649	外 国 為 替	1, 194
手 形 貸 付	143, 764	外 国 他 店 預 り	176
証 書 貸 付	13, 382, 757	未 払 外 国 為 替	1, 017
当 座 貸 越	1, 246, 226	信 託 勘 定 借	46, 566
外 国 為 替	18, 713	その他負債	265, 280
外 国 他 店 預 け	18, 263	未払法人税等	24, 584
買入外国為替	53	未 払 費 用	13, 370
取立外国為替	395	前 受 収 益	24, 315
その他資産	235, 559	金融派生商品	43, 051
前払費用	12, 926	金融商品等受入担保金	31, 601
未 収 収 益	24, 086	その他の負債	128, 358
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	2,662	賞与引当金	4, 680
先物取引差金勘定	2,002	役員賞与引当金	23
金融派生商品	53, 195	株式報酬引当金	316
金融商品等差入担保金	11, 322	睡眠預金払戻損失引当金	1, 454
その他の資産		偶 発 損 失 引 当 金	915
	131, 362	西 光 頂 大 引 ヨ 並 再評価に係る繰延税金負債	
	141, 506		16, 162
建物	52, 517	支払 承 諾	43, 795
土地	79, 955	負 債 の 部 合 計	21, 345, 757
建設仮勘定	2,066	/ / / k	
その他の有形固定資産	6, 967	(純資産の部)	015 000
無形固定資産	14, 960	資 本 金	215, 628
ソフトウェア	14, 689	資本 剰 余 金	177, 244
その他の無形固定資産	271	資本準備金	177, 244
前払年金費用	39, 445	利 益 剰 余 金	529, 562
繰 延 税 金 資 産	5, 348	利 益 準 備 金	38, 384
支 払 承 諾 見 返	43, 795	その他利益剰余金	491, 178
貸 倒 引 当 金	△ 66, 320	固定資產圧縮積立金	2, 130
		別途積立金	118, 234
		繰 越 利 益 剰 余 金	370, 814
		株 主 資 本 合 計	922, 435
		その他有価証券評価差額金	33, 778
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	469
		土 地 再 評 価 差 額 金	34, 657
		評価・換算差額等合計	68, 905
		純資産の部合計	991, 340
資産の部合計	22, 337, 098	負債及び純資産の部合計	22, 337, 098
~ ~ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	22, 007, 000	2. 2. 4. 0. 40 X /T 42 Hb H HI	22, 007, 000

損益計算書 (2024年4月 1日から) 2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

	科 目	金額
経	常収益	318, 617
	資 金 運 用 収 益	244, 807
1	貸 出 金 利 息	176, 166
	有価証券利息配当金	44, 096
		2, 362
	债券貸借取引受入利息	0
	預け金利息	16, 551
	その他の受入利息	5, 630
	信 託 報 酬	242
	役 務 取 引 等 収 益	61, 168
	受 入 為 替 手 数 料	9, 982
	受 入 為 替 手 数 料 そ の 他 の 役 務 収 益	51, 186
	特定取引収益	91
	商品有価証券収益	67
	特定金融派生商品収益	23
	その他業務収益	5, 165
	外 国 為 替 売 買 益	1, 610
	国 債 等 債 券 売 却 益 国 債 等 債 券 償 還 益	727
	国债等债券償還益	0
	金融派生商品収益	2, 826
	金 融 派 生 商 品 収 益 そ の 他 の 業 務 収 益	0
	その他の業務収益 そ の他経常収益	7, 142
	賞 却 債 権 取 立 益	40
	株式等売却益	5, 435
	金銭の信託運用益	25
	その他の経常収益	1, 640
経	常費用	209, 328
水土		
		64, 108
	預 金 利 息	29, 140
	譲 渡 性 預 金 利 息	455
	コールマネー利息	8, 841
	売 現 先 利 息	5, 673
	債券貸借取引支払利息	4, 296
	借用金利息	5, 421
	金利スワップ支払利息	4, 893
	その他の支払利息	5, 385
	役 務 取 引 等 費 用	20, 922
		1, 475
	支 払 為 替 手 数 料 そ の 他 の 役 務 費 用	19, 446
	その他業務費用	13, 561
	国 唐	4, 047
	国情等情分光和損	
	国债等债券償還損国债等债券償却	9, 213
	国債等債券償却 その他の業務費用	200
	その他の業務費用	99
	営 業 経 費 そ の 他 経 常 費 用	103, 110
		7, 625
		4, 650
	貸 出 金 償 却	1, 292
	株 式 等 償 却	462
	その他の経常費用	1, 218
経 特		109, 289
特	常 利 益 別 損 失	3, 430
	固定資産処分損	1,029
		1, 818
	減 損 損 失 退 職 給 付 信 託 返 還 損	581
税	引前当期純利益	105, 859
注	人税、住民税及び事業税	32, 291
法法	人 税 等 調 整 額	△ 1,632
法	人 税 等 合 計	30, 658
当	期 純 利 益	
=	79] 仲世 个リ 無	73, 200
L		

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して 利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照 表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取 引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純 資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年~60年

その他 2年~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年~7年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、 リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース契 約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先:破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先:破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先:現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先:要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権(三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権)であ

る債務者

要注意先:貸出条件や返済履行状況に問題のある債務者、業況が低調又は不安定な債務者など、今後の管理に 注意を要する債務者

正常先:業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

- ① 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の 帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しており ます。
- ② 破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者等のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にあって一定の要件に該当する債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上することとしております。
- ③ ②以外の破綻懸念先に係る債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想 損失額は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、過 去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加え て算定しております。
- ④ 上記以外の債権のうち、要管理先については今後3年間、要注意先については信用リスクの程度に応じて 今後3年間または今後1年間、正常先については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。 予想損失額は、要管理先については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控 除した残額に対して、正常先及び要注意先については債権額に対して、主として過去の一定期間における 貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 4,409百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与(短期業績連動報酬)の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支 給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額を前払年金費用に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異: 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額 法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の 払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失 を見積り必要と認める額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利 スワップの特例処理を行っております。

8. グループ通算制度の適用

当行は、グループ通算制度を適用しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務 諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 66,320 百万円

貸倒引当金の金額の算出方法等は、「重要な会計方針」の「6.引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載のとおりであり、計上にあたって、以下のような主要な仮定を用いております。

- ・債務者の実態評価、経営改善計画等に基づく債務者区分の判定における貸出先の将来見込み
- ・過去の処分実績等に基づく不動産等担保の今後の処分可能見込額の見通し
- ・キャッシュ・フロー見積法における足元の実績等に基づく債権の今後の元本回収及び利息受取りの見通し
- ・予想損失額の算定に際して、過去平均値に基づく損失率に加える必要な修正において考慮する、過去実績の 趨勢等に基づく将来見込み等

これらの仮定は、将来の不確実な経済状況の変化等によって影響を受ける可能性があり、仮定と実績との間に重要な差異が生じた場合には、翌事業年度の貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、2021 年 3 月期以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともない財政状態に重要な影響が生じており、今後の事業活動にも重要な影響が残っている一部の業種(以下「特定業種」という。)に属する貸出先については、将来見込みの不確実性が高いことから、当該信用リスクの状況に鑑み、今後の資金繰り悪化の可能性を織り込んだ場合に予想される損失額について追加的に必要な修正を加えて貸倒引当金を算定してきました。当事業年度では、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後一定期間が経過し、その後の貸出先の業績が債務

者区分判定に反映されてきたことから、債務者区分判定における、特定業種の将来見込みの不確実性は低減していると判断しております。以上を踏まえ、当事業年度より、特定業種に属する貸出先に対する、予想される損失額の追加的な修正は行っておりません。

会計上の見積りの変更

要注意先に対する貸倒引当金について、従来は今後1年間の予想損失額を見込んで計上しておりましたが、このうち一部の経営支援先等に対する債権については、今後の経済環境の変化が信用リスクに与える影響に対応するため、足元の損失発生状況の分析結果や将来見込みを踏まえ、今後3年間の予想損失額を見込んで計上する方法に変更しております。

この見積りの変更により、当事業年度の貸倒引当金は3,144百万円増加し、当事業年度の経常利益及び税引前 当期純利益は同額減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式及び出資金総額
- 46,545 百万円
- 2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債等に40,562百万円含まれております。
- 3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額49,309 百万円危険債権額109,135 百万円三月以上延滞債権額4,611 百万円貸出条件緩和債権額3,676 百万円合計額166,732 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由 により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更 生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、 元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ず る債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

- 4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,703百万円であります。
- 5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 42,600 百万円 有価証券 1,398,642 百万円 貸出金 1,483,567 百万円 その他の資産 2,874 百万円

担保資産に対応する債務

預金 37, 194 百万円 売現先勘定 73, 351 百万円 債券貸借取引受入担保金 81, 378 百万円 借用金 1, 993, 549 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 30,864 百万円及びその他の資産 62,030 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金3,704百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,855,413 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,398,958 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 30,302百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額

124,290百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

79,914百万円

- 10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,000百万円 が含まれております。
- 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は72,195百万円であります。
- 12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 46,566百万円であります。

13. 関係会社に対する金銭債権総額

74,505百万円

14. 関係会社に対する金銭債務総額

193,358百万円

1 5. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号口 (10) に規定する単体自己資本比率 (国際統一基準) は 13.96% であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額4,218百万円役務取引等に係る収益総額2,619百万円その他業務・その他経常取引に係る収益総額436百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額219百万円役務取引等に係る費用総額8,150百万円その他業務・その他経常取引に係る費用総額2,300百万円

2. 減損損失

減損損失には、当行が保有する神奈川県内のグラウンドについて、厚生施設としての利用を停止し遊休化したことにともない、当該所有土地の帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによる損失額1,818百万円が含まれております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分 費用見込額を控除して算出しております。

3. 関連当事者との間の取引は次のとおりであります。

種類	会社等の 名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子法人等	横浜信用保証 株式会社	保証業	所有 直接50	保証取引	当行住宅ローン 等の保証取引 (注) 1,2,3	4, 154, 121	_	I
# 스된 o	14 A 44 444	銀行業	1	V	コールローン (注) 4,5	278, 098	コールローン	255, 000
親会社の 子会社	株式会社 東日本銀行			資金貸借 関係	コールローン 利息の受入 (注) 5	377	_	_
役員の 近親者	金子 抄耶	_	_	与信取引	住宅ローン (注) 6	_	貸出金	28
役員の 近親者	金子 健洋	-		与信取引	住宅ローン (注) 6		貸出金	52

- (注) 1. 横浜信用保証株式会社より、当行の住宅ローン等に対して保証を受けております。
 - 2. 保証条件は、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。
 - 3. 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。
 - 4. コールローンの取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。
 - 5. コールローンの利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
 - 6. 取引条件及び取引条件の決定方法等は、一般の取引と同様であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2025年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)	
売買目的有価証券		$\triangle 24$

2. 満期保有目的の債券(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	5, 999	6, 028	29
時価が貸借対	地方債	_	_	_
照表計上額を	社債	-	_	1
超えるもの	その他		_	
	小計	5, 999	6, 028	29
	国債	79, 934	70, 051	△9, 882
時価が貸借対	地方債	783, 909	750, 774	△33, 134
照表計上額を	社債	200	189	△10
超えないもの	その他	6, 117	6, 116	△1
	小計	870, 161	827, 133	△43, 028
合	計	876, 160	833, 161	△42, 998

3.子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2025年3月31日現在) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で市場価格のあるものは該当ありません。 なお、市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	24, 063
関連法人等株式	8, 892
合計	32, 956

(注)子会社・子法人等及び関連法人等への出資金(13,588百万円)は含めておりません。

4. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	177, 321	79, 221	98, 099
	債券	31, 872	31, 741	130
 貸借対照表計上	国債	20, 004	19, 945	58
額が取得原価を	地方債	_		_
超えるもの	社債	11,868	11, 795	72
	その他	338, 398	325, 657	12, 740
	小計	547, 591	436, 621	110, 970
	株式	4, 241	5, 254	△1,013
	債券	583, 616	611, 597	△27, 981
貸借対照表計上 「	国債	179, 407	183, 858	△4, 450
額が取得原価を	地方債	106, 026	110, 649	△4, 622
超えないもの	社債	298, 182	317, 090	△18, 908
	その他	416, 075	453, 382	△37, 307
	小計	1, 003, 933	1, 070, 235	△66, 301
合	計	1, 551, 525	1, 506, 856	44, 668

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	11, 881
組合出資金	51, 068

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号)第24-16項を適用し、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	7, 549	5, 435	_
債券	283, 428	25	2, 595
国債	277, 914	4	2, 594
地方債	4, 701	17	_
社債	812	3	1
その他	62, 248	702	1, 452
合計	353, 227	6, 163	4, 047

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、443百万円(うち株式383百万円、社債59百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意 先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

- 1. 運用目的の金銭の信託 該当事項はありません。
- 2. 満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。
- 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	8, 399	8, 423	$\triangle 23$	_	23

⁽注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれでれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額 20,996百万円 有価証券償却 2,495百万円 融資関連手数料 6,046百万円 その他 6,046百万円 繰延税金資産小計 35,584百万円 評価性引当額 △2,938百万円 繰延税金資産合計 32,645百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金13,655百万円繰延ヘッジ損益評価差額215百万円退職給付信託設定・返還益4,990百万円その他8,435百万円繰延税金負債合計27,297百万円繰延税金資産の純額5,348百万円

(注) 当行はグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.5%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は46百万円減少し、その他有価証券評価差額金は390百万円減少し、繰延ヘッジ損益は6百万円減少し、法人税等調整額は350百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は461百万円増加し、土地建物再評価差額金は同額減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額

822円97銭

1株当たりの当期純利益金額

62円42銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

信託財産残高表(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

	資		産		金	額	負		債		金	額
銀	行	勘	定	貸		46, 566	金	銭	信	託		46, 566
	合		計			46, 566		合	計			46, 566

- (注) 共同信託他社管理財産の取扱いはありません。
- (付) 元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりであります。

金銭信託 (単位:百万円)

	資		産		金	額		負	債		金	額
銀	行	勘	定	貸		46, 566	元			本		46, 566
		計				46, 566			計			46, 566

第164期 決算公告

2025年6月26日

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号 株式会社横浜銀行 代表取締役頭取 片岡 達也

連結貸借対照表(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

	———— 科			目		金	額		科			I		金		領
	(資	産	の	部)					(負	債	の	部)				
現	金	預		l ,	金	4, 3	20, 342	預	, ,,			FI. /	金	18, 9	76,	661
⊐ -	ールロ	ーン	及び	買入	手形	2	85, 939	譲	渡	†	生	預	金		75,	090
買	入	金	銭	債	権		27, 830	⊐ -	ールマ	ネー	及び	売 渡	手形	1	06,	519
特	定	取	引	資	産		1, 517	売	現	ź	ŧ	勘	定		73,	351
金	銭	Ø)	信	託		8, 399	債 :	券貸信	昔取 引	引受	入担(呆 金		81,	378
有	1	西	訂	Œ	券	2, 5	84, 954	特	定	取	引	負	債			6
貸		出	l		金	15, 1	22, 272	借		F	Ħ		金	2, 0	72,	351
外	[玉	#	為	替		18, 717	外		国	Ä	為	替		1,	194
IJ-	ス 債 権	及び	リース	投資	資 産		75, 456	信	託	į	劼	定	借		46,	566
そ	の	他	ļ	資	産	2	80, 895	そ	の	f	也	負	債	3	32,	763
有	形	固	定	資	産	1	42, 952	賞	与	=	31	当	金		5,	387
3	建				物		55, 869	役	員	賞 <i>-</i>	5 5	引 当	金			23
=	£				地		75, 925	株	式	報 酉	洲 5	引 当	金			316
3	建 前	ጟ .	仮	勘	定		2,066	退	職給	付(に係	る負	債			957
د	その他	の有	形	固定	資 産		9,090	睡	眠預金	色払原	灵 損	失引	当 金		1,	467
無	形	固	定	資	産		15, 594	偶	発	損	夫 弓	引 当	金			915
	ソフ	7	ウ	エ	ア		15, 313	特	別法	: 上	の	引 当	金			29
د	その他	の無	形	固定	資 産		281	繰	延	税	金	負	債		1,	033
退	職給	付に	係	る資	産		55, 488	再訂	評価に	係る	繰 延	税金:	負債		16,	162
繰	延	税	金	資	産		5, 248	支		払	万	Ř	諾		46,	273
支	払	承	諾	見	返		46, 273	負	債	の	部	合	計	21, 8	38,	450
貸	倒	弓		当	金	Δ	75, 971		(純	資產	重 の	部)				
								資		7	*		金	2	15,	628
								資	本	秉	割	余	金			244
								利	益	¥	割	余	金		94,	
								株	主	資	本	合	計		87,	
								そ(の他有	価証	券 評	価差	額金			183
								繰	延	^ '	ソニ	ジ 損	益			469
								土	地 再	-	価	差額			34,	
								為	替		調	整 勘				696
												整累				132
												累計額 [·]			85,	
								非			朱 🗦		分			845
2.50	*		* P	^	=1	00.0	15 010	純				部 合 	計 			462
資	産	の	部	合	計	22, 9	15, 912	負負	真 及 て	人純 1	食 産	の部で	台計	22, 9	15,	912

連結損益計算書 (2024年4月 1日から)

(単位:百万円)

<u> </u>	(単位:百万円)
科目	金額
経 常 収 益	368, 050
資 金 運 用 収 益	249, 354
貸 出 金 利 息	182, 833
有 価 証 券 利 息 配 当 金	41, 264
コールローン利息及び買入手形利息	2, 362
债券貸借取引受入利息	0
預 け 金 利 息	16, 678
その他の受入利息	6, 215
信 託 報 酬	242
役務取引等収益	72, 052
特 定 取 引 収 益	705
その他業務収益	36, 606
その他経常収益	9, 088
償 却 債 権 取 立 益	1, 204
その他の経常収益	7, 884
経 常 費 用	251, 417
資 金 調 達 費 用	64, 585
預 金 利 息	29, 494
譲 渡 性 預 金 利 息	436
コールマネー利息及び売渡手形利息	8, 841
売 現 先 利 息	5, 673
债券貸借取引支払利息	4, 296
借 用 金 利 息	5, 563
その他の支払利息	10, 280
役務取引等費用	16, 123
その他業務費用	41, 635
営 業 経 費	117, 567
その他経常費用	11, 505
貸倒引当金繰入額	5, 739
その他の経常費用	5, 765
経 常 利 益	116, 632
特別 損 失	3, 446
固 定 資 産 処 分 損	1, 036
減損失	1, 827
退職給付信託返還損	581
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	113, 186
法人税、住民税及び事業税	36, 137
法 人 税 等 調 整 額	<u> </u>
法 人 税 等 合 計	34, 147
当期純利益	79, 039
非支配株主に帰属する当期純利益	265
親会社株主に帰属する当期純利益	78, 774

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等

8社

主要な会社名

株式会社神奈川銀行

横浜信用保証株式会社

浜銀ファイナンス株式会社

浜銀TT証券株式会社

(連結の範囲の変更)

株式会社かなぎんビジネスサービスは、清算結了に伴い、当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

15 社

主要な会社名

Yokohama Next 投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に 見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の 財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外して おります。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社及び子法人等としなかった当該他の会社等 10 社

投資事業等を営む子会社及び子法人等が、投資育成等を図りキャピタルゲイン獲得等を目的とする営業取引として株式を所有しており、傘下に入れる目的ではないことから、子会社及び子法人等として取り扱っておりません。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
 - (2) 持分法適用の関連法人等

3 社

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

PT Bank Resona Perdania

PT Resona Indonesia Finance

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 15 社

主要な会社名

Yokohama Next 投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に 重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

4 社

主要な会社名

千葉・横浜パートナーシップ 1 号投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 8社

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して 利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借 対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上 「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券 については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法 による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資 産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引 (特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、主として定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年~60年

その他 2年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに 連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年~7年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、 リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース 契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行及び銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先:破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先:破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先:現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先:要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権(三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権)である債務者

要注意先:貸出条件や返済履行状況に問題のある債務者、業況が低調又は不安定な債務者など、今後の管理に 注意を要する債務者

正常先:業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

- (1)破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- (2) 破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者等のうち、債権の元本の回収及び利息の受取り に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初 の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積

法)により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にあって一定の要件に該当する債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上することとしております。

- (3)(2)以外の破綻懸念先に係る債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想 損失額は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、過去 の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算 定しております。
- (4)上記以外の債権のうち、要管理先については今後3年間、要注意先については信用リスクの程度に応じて今後3年間または今後1年間、正常先については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、要管理先については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、正常先及び要注意先については債権額に対して、主として過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,319百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計 年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与(短期業績連動報酬)の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の 払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失 を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第 46 条の 5 第 1 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 175 条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異: 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年から15年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と 売上原価を計上する方法によっております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

16. グループ通算制度の適用

当行並びに一部の連結される子会社及び子法人等は、グループ通算制度を適用しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に 係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 75,971 百万円

貸倒引当金の金額の算出方法等は、「会計方針に関する事項」の「5.貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりであり、計上にあたって、以下のような主要な仮定を用いております。

- ・債務者の実態評価、経営改善計画等に基づく債務者区分の判定における貸出先の将来見込み
- ・過去の処分実績等に基づく不動産等担保の今後の処分可能見込額の見通し
- ・キャッシュ・フロー見積法における足元の実績等に基づく債権の今後の元本回収及び利息受取りの見通し
- ・予想損失額の算定に際して、過去平均値に基づく損失率に加える必要な修正において考慮する、過去実績の趨勢 等に基づく将来見込み等

これらの仮定は、将来の不確実な経済状況の変化等によって影響を受ける可能性があり、仮定と実績との間に重要な差異が生じた場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、2021 年 3 月期以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともない財政状態に重要な影響が生じており、今後の事業活動にも重要な影響が残っている一部の業種(以下「特定業種」という。)に属する貸出先については、将来見込みの不確実性が高いことから、当該信用リスクの状況に鑑み、今後の資金繰り悪化の可能性を織り込んだ場合に予想される損失額について追加的に必要な修正を加えて貸倒引当金を算定してきました。当連結会計年度では、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後一定期間が経過し、その後の貸出先の業績が債務者区分判定に反映されてきたことから、債務者区分判定における、特定業種の将来見込みの不確実性は低減していると判断しております。以上を踏まえ、当連結会計年度より、特定業種に属する貸出先に対する、予想される損失額の追加的な修正は行っておりません。

会計上の見積りの変更

要注意先に対する貸倒引当金について、従来は今後1年間の予想損失額を見込んで計上しておりましたが、このうち一部の経営支援先等に対する債権については、今後の経済環境の変化が信用リスクに与える影響に対応するため、足元の損失発生状況の分析結果や将来見込みを踏まえ、今後3年間の予想損失額を見込んで計上する方法に変更しております。

この見積りの変更により、当連結会計年度の貸倒引当金は 3,144 百万円増加し、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 20,436 百万円
- 2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債等に 40,562 百万円含まれております。
- 3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額51,541 百万円危険債権額118,504 百万円三月以上延滞債権額4,643 百万円貸出条件緩和債権額4,782 百万円合計額179,472 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った 債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当 しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生 債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、 元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ず る債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,511百万円であります。
- 5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 42,600 百万円 有価証券 1,433,225 百万円 貸出金 1,483,567 百万円 その他資産 2,874 百万円

担保資産に対応する債務

預金 37, 194 百万円 売現先勘定 73, 351 百万円 債券貸借取引受入担保金 81, 378 百万円 借用金 2,020,049 百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 34,791 百万円及び その他資産 62,051 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 2,662 百万円、金融商品等差入担保金 11,322 百万円及び保証金 4,202 百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、 契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり ます。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,825,349 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内 のものが 1,411,774 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 30,302 百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額

176, 295 百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

79,914 百万円

- 10. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。
- 11.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は72,195百万円であります。
- 12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 46,566 百万円であります。
- 13.銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国際統一基準)は、14.61%であります。

(連結損益計算書関係)

- 1.「その他の経常収益」には、株式等売却益 5,839 百万円を含んでおります。
- 2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 3,581 百万円を含んでおります。
- 3. 減損損失には、当行が保有する神奈川県内のグラウンドについて、厚生施設としての利用を停止し遊休化したことにともない、当該所有土地の帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによる損失額 1,818 百万円が含まれております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費 用見込額を控除して算出しております。

4.包括利益

58,311 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタルなどの金融サービスに係る事業を行っております。地域における中小企業、個人向け業務を当行グループの中核事業と位置づけ、景気変動や市場変化の悪影響を最小限にとどめ、地域における金融システムの担い手として安定・継続して金融サービスを提供することを基本方針としております。このため、当行の中期経営計画や業務運営方針など戦略目標に対応した金融商品に内包された各種リスクを継続的に識別、評価、モニタリング、コントロールすることにより経営の健全性を確保し、経営資源の適切な配分を通じてリスクに見合った安定収益の確保を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として当行の経営基盤である神奈川県及び東京西南部の中小企業・個人向け 貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に債 券、株式、投資信託であり、売買目的、満期保有目的、その他有価証券で保有しております。これらは、それ ぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は、主として当行の経営基盤である神奈川県及び東京西南部の個人預金であり、流動性預金、定期性預金で構成されておりますが、一定の環境の下で予期せぬ資金の流出などにより損失を被る流動性リスクに晒されております。

貸出金等の資産と預金等の負債には、金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

外貨建の金融資産・金融負債については、為替相場の変動により損失が発生する為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、お客さまに対する各種のリスク・ヘッジ手段の提供、及び当行の資産・負債構造の管理(ALM: Asset Liability Management)や相場変動リスク等のヘッジ目的に加え、当行の収益増強のために、金利スワップ取引等に取り組んでおります。デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。なお、ヘッジ目的で取り組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」(以下「実務指針」という。)等に準拠した「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ対象:貸出金・債券、外貨建金銭債権債務
- ・ヘッジ手段:金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

また、一部の連結される子法人等では、リース債権、割賦債権を保有しております。当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、個別の与信判断については、「クレジットポリシー」に定めた「公共性」、「安全性」、「収益性」、「成長性」、「流動性」の5原則及び融資における環境・社会に対する基本方針に則った厳正な審査を行っております。個別の大口与信については、ガバナンス強化の観点から「投融資会議(役員などで構成する経営会議)」において分析検討を行い、応否を決定しております。

また、債務者及び個別与信案件の信用度を客観的に分類するための「内部格付制度」や「自己査定制度」を整備し、適切な信用リスクのコントロールと適正な償却・引当を行っております。

更に、「内部格付制度」に基づき、債務者格付ごとのデフォルト実績や担保・保証データを用いて統計的に 与信ポートフォリオ全体の信用リスク量を計量化し、リスクと経営体力の対比や適正な貸出金利の設定など健 全性・収益性の評価を行っております。

② 市場リスクの管理

≪管理態勢≫

当行では、ALMの一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのコントロールを行っております。具体的には、リスク管理部署は各種リスクリミットの遵守状況と市場取引の運用状況や損益状況について、直接経営陣に報告した上で、毎月開催されるALM会議において、市場リスクの状況について報告しております。

また、市場業務は、トレーディング業務とバンキング業務に区分して管理しております。トレーディング

業務として、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的、又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引 (特定取引)を行っております。トレーディング業務で取り扱うことができる商品は、国債、国債先物取引、金利スワップ取引、金利先物取引などの商品であります。バンキング業務はトレーディング業務以外を指します。なお、トレーディング業務は、特定取引の定義、時価算定の権限や方法などについて規定した行内規程に従い、厳格な運用を行っております。

≪市場リスクの計測≫

当行では、市場リスクの計測において、VaR (バリューアットリスク)、BPV (ベーシスポイントバリュー) のほか、業務の特性や運用方針に合った効果的・効率的な計測方法を組み合わせて活用しております。また、VaRだけでは十分に捉えられないリスクについても対応できるように、ストレス・テストを定期的に実施しております。そのシナリオは、大きな市場変動と流動性の急激な低下を併せ持った重大な影響を及ぼしうる最悪シナリオ、市場リスク計測手法の特性を補うシナリオの 2 種類としております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、戦略目標や業務運営方針は、流動性リスクを考慮して策定しております。

≪管理態勢≫

リスク管理部署は、各種リスクリミットの遵守状況を、直接経営陣に報告した上で、毎月開催されるAL M会議において、流動性リスクの状況や資金繰りの状況について報告しております。

流動性リスクの顕在化の兆候が察知された場合には、ただちに関連部署による「流動性リスク緊急対策会議」を開催し、情報の収集・整理を行い、必要な対応策について迅速に意思決定できる態勢としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。このほか、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	876, 420	833, 416	△43, 004
その他有価証券 (*1)	1, 624, 170	1, 624, 170	_
(2) 貸出金	15, 122, 272		
貸倒引当金 (*2)	△75, 272		
	15, 047, 000	15, 030, 490	△16, 509
資産計	17, 547, 591	17, 488, 077	△59, 513
(1) 預金	18, 976, 661	18, 971, 457	△5, 204
(2) 譲渡性預金	75, 090	75, 089	$\triangle 0$
(3) 借用金	2, 072, 351	2, 072, 331	△20
負債計	21, 124, 103	21, 118, 877	△5, 225
デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	8, 901	8, 901	_
ヘッジ会計が適用されているもの	1, 302	1, 302	_
デリバティブ取引計	10, 203	10, 203	_

- (*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目 については、()で表示しております。
- (注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)(*2)(*3)	12, 762
組合出資金 (*3)(*4)(*5)	51, 164

- (*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 関連法人等の株式 6,697 百万円は含めておりません。
- (*3) 当連結会計年度において、非上場株式について 79 百万円、組合出資金について 4 百万円減損処理を 行っております。
- (*4) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号) 第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*5) 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等への出資金 13,738 百万円は含めておりません。
- 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

	時価							
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計				
有価証券								
その他有価証券								
債券								
国債	226, 559	_	_	226, 559				
地方債	_	123, 211	_	123, 211				
社債	_	249, 755	76, 534	326, 289				
株式	183, 233	15, 143	_	198, 376				
その他(*1)	Ī	551, 388	131, 647	683, 036				
資産計	409, 792	939, 499	208, 181	1, 557, 473				
デリバティブ取引(*2)								
金利関連	_	7, 996	_	7, 996				
通貨関連	_	2, 166	_	2, 166				
株式関連	_	_	_	_				
債券関連	$\triangle 4$	_	_	$\triangle 4$				
その他	_		44	44				
デリバティブ取引計	$\triangle 4$	10, 163	44	10, 203				

(*1)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は57,049百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は9,647百万円であります。

①第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位:百万円)

	(平位・ログロ)
	当連結会計年度
	(自 2024年4月 1日
	至 2025年3月31日)
期首残高	32, 147
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上(*1)	_
その他の包括利益に計上	70
購入、売却及び償還の純額	24, 831
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	_
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	_
期末残高	57, 049
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有 する投資信託の評価損益(*1)	_

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

②第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託の当連結会計年度末における解約等に関する制限の内容ごとの内訳解約申込から解約約定までに数か月を要するもの 57,049 百万円

③第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位:百万円)

	(平位・ログロ)
	当連結会計年度
	(自 2024年4月 1日
	至 2025年3月31日)
期首残高	9, 161
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上(*1)	_
その他の包括利益に計上	175
購入、売却及び償還の純額	310
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	_
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	_
期末残高	9, 647
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有 する投資信託の評価損益(*1)	_

- (*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。
- (*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。
 - (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

				(1 1 7 1 7 1 7 7				
	時価							
区分	レベル1	レベル 2	レベル3	合計				
有価証券								
満期保有目的の債券								
国債	76, 080	_	_	76, 080				
地方債	_	751, 029	_	751, 029				
社債	_	189	_	189				
その他	_	6, 116	_	6, 116				
貸出金	_	_	15, 030, 490	15, 030, 490				
資産計	76, 080	757, 336	15, 030, 490	15, 863, 907				
預金	_	18, 971, 457	_	18, 971, 457				
譲渡性預金	_	75, 089	_	75, 089				
借用金	_	2, 072, 331	_	2, 072, 331				
負債計	_	21, 118, 877	_	21, 118, 877				

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

株式は、取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき、主にレベル1の時価に分類しております。債券は、日本証券業協会公表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっており、国債は主にレベル1の時価に、地方債及び社債(私募債を除く)は主にレベル2の時価に分類しております。その他に含まれる資産担保証券は、取引金融機関から提示された価格等によっており、レベル3の時価に分類しております。

私募債は、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて算定しており、レベル3の時価に分類しております。

投資信託は、公表されている基準価額等によっており、主にレベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、主として、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間等が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は 担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対 照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としてお ります。

貸出金については、レベル3の時価に分類しております。

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、 定期預金及び譲渡性預金については、商品別、残存期間別にグルーピングした将来キャッシュ・フローを市場金 利で割り引いた割引現在価値により、時価を算定しております。なお、預入期間等が短期間(1年以内)のもの は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

預金及び譲渡性預金については、レベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、当該借用金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

借用金については、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類することとしており、債券先物取引等がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やオプション価格計算モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手別の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類することとしております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
A. H. M.		倒産確率	0.0%-13.3%	0.4%
私募債	割引現在価値法	倒産時の損失率	20.0%-100.0%	69.6%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

		当期の <u>打</u> その他の	員益又は 包括利益					当期の損益 に計上した
	期首残高	損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上	購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル 3 の 時価からの 振替	期末残高	額のうち 連結費日 対照表保保 する登びの 産産 負債 損益 (*1)
有価証券								
その他有価証券 社債	77, 958	△59	△515	△849	_	_	76, 534	_
その他	191, 410	△491	△225	△59, 046	_	_	131, 647	_
資産計	269, 369	△550	△740	△59, 896		_	208, 181	_
デリバティブ取引								
その他	43	△0	_	0	_	_	44	_
デリバティブ取引計	43	$\triangle 0$	_	0	_	_	44	_

^(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、リスク管理部門において、時価の算定に関する方針及び手続を定めるとともに、算定された時価の適切性を検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを反映できる適切な評価モデルを用いております。第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や自行推定値との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

倒産時の損失率

倒産時の損失率は、倒産時において発生が見込まれる損失の債券又は貸出金の残高合計に占める割合を示す推 定値であります。倒産時の損失率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びその他の特定取引資産、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2025年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△24

2. 満期保有目的の債券(2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額 (百万円)
	国債	5, 999	6, 028	29
吐伍孙末仕代供共四末	地方債	_	_	_
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	_	_	_
司工領を超んるもの	その他	_	_	_
	小計	5, 999	6, 028	29
	国債	79, 934	70, 051	△9, 882
吐压 於事件代世界四字	地方債	784, 169	751, 029	△33, 140
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	200	189	△10
日上領を起えないもの	その他	6, 117	6, 116	△1
	小計	870, 421	827, 388	△43, 033
合計		876, 420	833, 416	△43, 004

3. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
	株式	192, 654	87, 886	104, 767
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	37, 530	37, 300	230
	国債	25, 462	25, 304	157
	地方債	100	99	0
	社債	11, 968	11, 895	72
	その他	338, 917	326, 139	12, 778
	小計	569, 102	451, 326	117, 775
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5, 722	6, 867	△1, 145
	債券	638, 529	668, 006	△29, 476
	国債	201, 096	206, 349	△5, 252
	地方債	123, 111	128, 169	△5, 058
	社債	314, 321	333, 487	△19, 166
	その他	417, 569	455, 008	△37, 438
	小計	1, 061, 822	1, 129, 882	△68, 060
合計		1, 630, 924	1, 581, 209	49, 715

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	9, 111	5, 839	△79
債券	293, 648	41	△3, 099
国債	278, 674	19	△2, 655
地方債	13, 973	17	△430
社債	1,001	3	△13
その他	62, 263	702	△1, 447
合計	365, 023	6, 583	△4, 627

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないもの とみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失とし て処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、443百万円(うち、株式 383百万円、債券 59百万円)であります。 また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行 会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先正常先

時価が取得原価に比べて30%以上下落

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注 意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2025年3月31日現在)

	連結 貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	8, 399	8, 423	$\triangle 23$	_	23

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.5%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は179百万円減少し、その他有価証券評価差額金は430百万円減少し、繰延ヘッジ損益は6百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は146百万円減少し、法人税等調整額は404百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は461百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額

890円45銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額

65円39銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。